

【景観形成重点地区の上乗せ基準】

比謝川・ 長田川 保全地区	高さ及び配置	形態・意匠
	・建築物・工作物の高さは10m以下とする	・河川及び周辺の緑となじむよう、形態・意匠を工夫すること
	色彩	敷地の緑化
	【外壁】 ・景観計画区域の基準を踏まえ、河岸及び周辺の自然景観と調和しない極端な明度・彩度の使用は避け、自然が持つ色になじむ色彩とすること	【敷地】 ・河川など周囲の自然環境と一体的に現存する緑地を50%以上保全するように努めること



※範囲は河川水域の境界から両側25mの範囲とする